

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

平成26年6月2日 提出

羽曳野市長 北川 嗣雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 26 年 3 月 31 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の制定

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例

平成 26 年 3 月 31 日

羽曳野市条例第 18 号

(羽曳野市税条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「施行令」という。)

第 46 条の 4 に規定する場所をもつて」を「恒久的施設(法人税法第 2 条第 12 号の 18 に規定する恒久的施設をいう。))をもつて、」に改め、同条第 3 項中「施行令」を「地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「施行令」という。)」に改める。

第 17 条第 5 項中「第 23 条第 1 項第 16 号」を「第 23 条第 1 項第 17 号」に改める。

第 21 条中「100 分の 14.7」を「100 分の 12.1」に改める。

第 44 条第 2 項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第 5 項中「第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加え、「第 145 条」を「第 144 条の 8」に、「本項」を「この項」に改める。

第 47 条第 1 項中「第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加える。

第 60 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 2 条第 3 項の専有部分の属する家屋(同法第 4 条第 2 項の規定により共有部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第 2 条第 2 項の区分所有者(以下「区分所有者」という。))とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 第 1 項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

第 60 条に次の 4 項を加える。

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和 55 年法律第 86 号)第 8 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第 7 条第 1 項第 1 号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)第 46 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和 50 年法律第 67 号)による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第 100 条の 2(農住組合法第 8 条第 1 項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 83 条において準用する場合を含む。)の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第 1 項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有

者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で施行令第49条の2に規定するものを除く。)をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第83条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2 輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600 円

3 輪のもの 年額 3,900 円

4 輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400 円

その他のもの 年額 5,900 円

第 83 条第 3 号中「4,000 円」を「6,000 円」に改める。

附則第 2 条の 4 中「第 40 条第 3 項後段(同条第 6 項から第 10 項まで」の次に「及び第 11 項(同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「公益法人等(同条第 6 項から第 10 項まで」を「公益法人等(同条第 6 項から第 11 項まで」に、「を同法第 40 条第 3 項」を「を同条第 3 項」に、「租税特別措置法第 40 条第 6 項から第 10 項まで」を「同法第 40 条第 6 項から第 11 項まで」に改める。

附則第 4 条を次のように改める

第 4 条 削除

附則第 4 条の 2 及び第 4 条の 3 を削る。

附則第 7 条の 2 の見出し中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 3 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 2 項中「附則第 15 条第 9 項」を「附則第 15 条第 8 項」に改め、同項を第 5 項とし、同条第 1 項を同条第 4 項とし、同項の前に次の 3 項を加える。

法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

2 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

3 法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とす

る。

附則第 7 条の 2 に次の 2 項を加える。

7 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

8 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附則第 7 条の 3 に次の 1 項を加える。

10 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 9 条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第 9 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた
月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税に係る
第 83 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------------|---------|---------|
| 第 83 条第 2 号ア | 3,900 円 | 4,600 円 |
| | 6,900 円 | 8,200 円 |

| | | |
|--|----------|----------|
| | 10,800 円 | 12,900 円 |
| | 3,800 円 | 4,500 円 |
| | 5,000 円 | 6,000 円 |

附則第 12 条第 1 項及び第 2 項中「平成 26 年度」を「平成 29 年度」に改める。

附則第 21 条の 2 中「附則第 41 条第 15 項各号」を「附則第 41 条第 9 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 41 条第 15 項」を「附則第 41 条第 9 項」改める。

附則第 22 条から第 23 条までを削る。

附則第 24 条を附則第 22 条とする。

(羽曳野市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市税条例の一部を改正する条例(平成 22 年羽曳野市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

附則第 15 条の 4 の改正規定のうち同条第 2 項中「同法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第 2 号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

第 3 条 羽曳野市税条例の一部を改正する条例(平成 25 年羽曳野市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

附則第 15 条の改正規定中「一般株式等に」に」の次に「、「第 17 条及び第 20 条」を「第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに第 20 条」に」を加える。

附則第 15 条の 2 の改正規定のうち同条第 2 項中「租税特別措置法」を「第 37 条の 10 第 1 項」に、「租税特別措置法第 37 条の 11 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法」を「第 37 条の 11 第 1 項」に改める。

附則第 15 条の 9 を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第 21 条の 2 中「附則第 41 条第 9 項各号」を「附則第 41 条第 8 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 41 条第 9 項」を「附則第 41 条第 8 項」に改める。

附則第 1 条第 3 号中「改正規定」の次に「(附則第 15 条の 8 第 5 項第 3 号の改正規

定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」を加える。

附則第 2 条第 1 項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 5 号)第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)」に改め、同条第 2 項中「地方税法」の次に「(昭和 25 年法律第 226 号)」を加える。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中第 21 条の改正規定及び次条第 7 項の規定 平成 26 年 10 月 1 日
- (2) 第 1 条中附則第 2 条の 4 の改正規定、第 22 条から第 23 条までを削る改正規定及び附則第 24 条を附則第 22 条とする改正規定、第 2 条中附則第 15 条の 4 の改正規定並びに次条第 2 項及び第 3 項の規定 平成 27 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中第 83 条の改正規定並びに附則第 4 条及び第 6 条(第 1 条の規定による改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)附則第 9 条に係る部分を除く。)の規定 平成 27 年 4 月 1 日
- (4) 第 1 条中第 13 条、第 44 条、第 47 条第 1 項及び附則第 9 条の改正規定並びに次条第 6 項、附則第 5 条及び第 6 条(新条例附則第 9 条に係る部分に限る。)の規定 平成 28 年 4 月 1 日
- (5) 第 1 条中第 17 条第 5 項並びに第 3 条中附則第 15 条第 1 項及び第 15 条の 2 第 2 項の改正規定 平成 29 年 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 25 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 2 条の 4 の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 15 条の 4 第 2 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

- 4 新条例第 17 条第 5 項及び附則第 15 条第 1 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第 15 条の 2 第 2 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例の第 21 条の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 25 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第 7 条の 2 第 1 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 4 号)第 1 条の規定による改正後の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。)附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第 7 条の 2 第 2 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第 7 条の 2 第 3 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第 7 条の 2 第 7 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附

則第 15 条第 37 項に規定する設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第 7 条の 2 第 8 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 38 項に規定する機器に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第 7 条の 3 第 10 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 83 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 26 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 5 条 新条例附則第 9 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成 15 年 10 月 14 日前に初めて道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第 9 条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の 12 月」とする。

第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 83 条及び新条例附則第 9 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------------------|----------|---|
| 新条例第 83 条第 2 号ア | 3,900 円 | 3,100 円 |
| | 6,900 円 | 5,500 円 |
| | 10,800 円 | 7,200 円 |
| | 3,800 円 | 3,000 円 |
| | 5,000 円 | 4,000 円 |
| 新条例附則第 9 条の表以外の部分 | 第 83 条 | 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年羽曳野市条例第 18 号。以下この条において「平成 |

| | | |
|------------------------------|----------|--|
| | | 26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第83条 |
| 新条例附則第9条 の表第83条第2号 アの項 | 第83条第2号ア | 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第83条第2号ア |
| | 3,900円 | 3,100円 |
| | 6,900円 | 5,500円 |
| | 10,800円 | 7,200円 |
| | 3,800円 | 3,000円 |
| | 5,000円 | 4,000円 |

(都市計画税に関する経過措置)

第7条 新条例附則第7条の2第6項の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度までの都市計画税については、なお従前の例による。

羽曳野市税条例 新旧対照表 (第1条による改正)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 1 省略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)</u>をもつて、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)</u>第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第16条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>第14条～第16条 省略 (所得割の課税標準)</p> <p>第17条 1～4 省略</p> <p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下本項及び次項並びに第24条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 省略</p> <p>第18条～第20条 省略 (法人税割の税率)</p> <p>第21条 法人税割の税率は <u>100分の12.1</u>とする。</p> <p>第22条～第43条の6 省略 (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 1 省略</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3・4 省略</p> <p>5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1</p> | <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 1 省略</p> <p>2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)</u>第46条の4に規定する場所をもつてその事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>施行令第47条</u>に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第16条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>第14条～第16条 省略 (所得割の課税標準)</p> <p>第17条 1～4 省略</p> <p>5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下本項及び次項並びに第24条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 省略</p> <p>第18条～第20条 省略 (法人税割の税率)</p> <p>第21条 法人税割の税率は <u>100分の14.7</u>とする。</p> <p>第22条～第43条の6 省略 (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 1 省略</p> <p>2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、<u>法の施行地外にその源泉がある所得</u>について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3・4 省略</p> <p>5 法人税法第74条第1項の規定によつて法人税</p> |

項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 47 条第 1 項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第 75 条の 2 第 7 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第 75 条の 2 第 7 項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 7 条の規定を適用することができる。

6 省略

第 45 条・第 46 条 省略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第 47 条 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 省略

第 48 条～第 59 条 省略

(固定資産税の納税義務者等)

第 60 条 1 省略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 2 条第 3 項の専有部分の属する家屋(同法第 4 条第 2 項の規定により共有部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第 2 条第 2 項の区

に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 145 条において準用する場合を含む。以下本項及び第 47 条第 1 項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第 75 条の 2 第 7 項(同法第 145 条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第 75 条の 2 第 7 項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 7 条の規定を適用することができる。

6 省略

第 45 条・第 46 条 省略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第 47 条 法人税法第 74 条第 1 項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 省略

第 48 条～第 59 条 省略

(固定資産税の納税義務者等)

第 60 条 1 省略

2 前項の「所有者」とは、法第 343 条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。
以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この

3 固定資産を有料で借り受けた者が、これを法第348条第2項に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に対し、固定資産税を課する。

項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第 1 項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

- 6 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 23 条第 1 項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等(同法第 42 条第 2 項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第 23 条第 1 項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第 1 項の所有者とみなし都道府県等が同条第 1 項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第 87 条の 2 第 1 項の規定により国又は都道府県が行う同項第 1 号の事業により造成された埋立地等を使用する者で施行令第 49 条の 2 に規定

するものを除く。)をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第61条～第82条 省略

(軽自動車税の税率)

第83条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

第61条～第82条 省略

(軽自動車税の税率)

第83条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 1,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 1,200円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400円

3輪のもの 年額 3,100円

| | |
|--|--|
| <p>4 輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900 円</p> <p>自家用 年額 10,800 円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800 円</p> <p>自家用 年額 5,000 円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用のもの 年額 2,400 円</p> <p>その他のもの 年額 5,900 円</p> <p>(3) 2 輪の小型自動車 年額 6,000 円</p> <p>第 84 条～第 114 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 2 条の 3 省略</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 2 条の 4 当分の間、租税特別措置法第 40 条第 3 項後段(同条第 6 項から第 10 項まで及び第 11 項(同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第 40 条第 3 項に規定する公益法人等(同条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、施行令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第 40 条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p>第 3 条～第 3 条の 3 省略</p> <p>第 4 条 削除</p> | <p>4 輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 5,500 円</p> <p>自家用 年額 7,200 円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,000 円</p> <p>自家用 年額 4,000 円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用のもの 年額 1,600 円</p> <p>その他のもの 年額 4,700 円</p> <p>(3) 2 輪の小型自動車 年額 4,000 円</p> <p>第 84 条～第 114 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 2 条の 3 省略</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 2 条の 4 当分の間、租税特別措置法第 40 条第 3 項後段(同条第 6 項から第 10 項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第 40 条第 3 項に規定する公益法人等(同条第 6 項から第 10 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第 40 条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、施行令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第 40 条第 6 項から第 10 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p>第 3 条～第 3 条の 3 省略</p> <p>(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</p> <p>第 4 条 所得割の納税義務者の平成 17 年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下第 3 項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第 34 条第 4 項後段及び第 6 項第 2 号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前 3 年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居</p> |
|--|--|

住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第27条第1項及び第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第27条第1項及び第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第11条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が30,000,000円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第10条第1項の規定の適用がある場合に

おける前項の規定の適用については、同行中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第 10 条第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第 10 条第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第 11 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項又は第 15 条の 3 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第 11 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 14 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第 15 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第 15 条の 3 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 第 3 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 27 条第 4 項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第 4 条第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第 1 項の申告書」とあるのは、「第 1 項の申告書又は同条第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第 5 号の 4 様式による申告書」とする。

(2) 第 28 条の規定の適用については、同条第 1 項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第 41 条の 5 第 12 項第 3 号の規定により読み替えて適用される所得税法第 123 条第 1 項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第 1 項から第 4 項まで」とあるのは「前条第 2 項若しくは第 3 項又は附則第 4 条第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される前条第 4 項」と、同条第 2 項中「前条第 1 項から第 4 項まで」とあるのは「前条第 2 項若しくは第 3 項又は附則第 4 条第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される前条第 4 項」とする。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第 4 条の 2 所得割の納税義務者の平成 17 年度以

後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第27条第1項及び第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第27条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第2号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第11条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第14条第1項に規定する短期譲渡所得

の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が30,000,000円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第10条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第10条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第10条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第11条第1項、第14条第1項、第15条第1項又は第15条の3第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第11条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第15条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第15条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第4条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは、「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式による申告書」とする。

(2) 第28条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「から第4項まで」とあるのは、「第2項若しくは第3項又は附則第4条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「から第4項まで」とあるのは、「第2項若しくは第3項

| | |
|--|--|
| <p>第 5 条 ~ 第 7 条 省略 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 7 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。 2 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 3 法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 4 省略 5 法附則第 15 条第 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> | <p>又は附則第 4 条の 2 第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される前条第 4 項」とする。 (<u>阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例</u>) 第 4 条の 3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 3 第 4 項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成 6 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 19 条の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成 8 年度分以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 7 年において生じなかつたものとみなす。 2 前項前段の場合において、第 19 条の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする施行令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成 8 年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 7 年において生じなかつたものとみなす。 3 第 1 項の規定は、平成 7 年度分の第 27 条第 1 項又は第 3 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 28 条第 1 項の確定申告書を含む。)に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。 第 5 条 ~ 第 7 条 省略 (法附則第 15 条第 2 項第 6 号等の条例で定める割合) 第 7 条の 2 1 省略 2 法附則第 15 条第 9 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> |
|--|--|

6 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

7 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

8 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 7 条の 3 1~9 省略

10 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

第 7 条の 4~第 8 条の 5 省略

(軽自動車税の税率の特例)

第 9 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税に係る第 83 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----------|---------|---------|
| 第 83 条第 2 | 3,900 円 | 4,600 円 |
|-----------|---------|---------|

3 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 7 条の 3 1~9 省略

第 7 条の 4~第 8 条の 5 省略

第 9 条 削除

| | | |
|----|----------|----------|
| 号ア | 6,900 円 | 8,200 円 |
| | 10,800 円 | 12,900 円 |
| | 3,800 円 | 4,500 円 |
| | 5,000 円 | 6,000 円 |

第 9 条の 2～第 11 条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 12 条 昭和 63 年度から平成 29 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 4 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 29 年度までの各年度分の個人市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 9 項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 省略

第 13 条～第 21 条 省略

第 21 条の 2 法附則第 41 条第 9 項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けよう

第 9 条の 2～第 11 条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 12 条 昭和 63 年度から平成 26 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 4 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 26 年度までの各年度分の個人市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 9 項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 省略

第 13～第 21 条 省略

第 21 条の 2 法附則第 41 条第 15 項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けよう

する者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第 41 条第 9 項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第 41 条第 9 項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第 41 条第 9 項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第 41 条第 9 項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) ~ (5) 省略

とする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第 41 条第 15 項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) ~ (5) 省略

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第 22 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額（同条第 3 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成 22 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 19 条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成 24 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 19 条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする施行令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 42 条第 3 項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成 24 年度以後の

年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、平成23年度分の第27条第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第11条、附則第12条、附則第13条又は附則第14条の規定を適用する。

| | | |
|---------------|-------------|--|
| 附則第11条 第1項 | 第35条第1 項 | 第35条第1項 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適 |
|---------------|-------------|--|

| | | |
|-------------------|---|--|
| | | 用される場合を含む。) |
| | 同法第 31 条 第 1 項 | 租税特別措置 法第 31 条第 1 項 |
| 附則第 12 条 第 3 項 | 第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5 | 第 34 条の 3 ま で、第 35 条(東 日本大震災の 被災者等に係 る国税関係法 律の臨時特例 に関する法律 第 11 条の 6 第 1 項の規定によ り適用される 場合を含む。)、 第 35 条の 2、第 36 条の 2 若しく は第 36 条の 5(これらの規 定が東日本大 震災の被災者 等に係る国税 関係法律の臨 時特例に關 する法律第 11 条の 6 第 1 項の 規定により適用 される場合を 含む。) |
| 附則第 13 条 第 1 項 | 租税特別措 置法第 31 条 の 3 第 1 項 | 東日本大震災 の被災者等に 係る国税関係 法律の臨時特 例に関する法 律第 11 条の 6 第 1 項の規定に より適用され る租税特別措 置法第 31 条の 3 第 1 項 |
| 附則第 14 条 第 1 項 | 第 35 条第 1 項 | 第 35 条第 1 項 (東日本大震災 の被災者等に |

| | | |
|--|----------------------|---|
| | | <u>係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)</u> |
| | <u>同法第 32 条第 1 項</u> | <u>租税特別措置法第 32 条第 1 項</u> |

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第 11 条の 6 第 2 項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失した旧家屋(同条第 2 項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第 27 条の 2 第 4 項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第 11 条、附則第 12 条、附則第 13 条又は附則第 14 条の規定を適用する。

3 前 2 項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第 27 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 28 条第 1 項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書

にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び附則第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用され

第 22 条 省略

る法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(法附則第 45 条第 6 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

第 24 条 省略

羽曳野市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (第2条による改正)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>附則第15条の4を次のように改める。 (非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例) 第15条の4 1 省略 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、<u>同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等</u>を取得した市民税の所得割の納税義務者については、<u>当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等</u>を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第15条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p> <p>以下省略</p> | <p>附則第15条の4を次のように改める。 (非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例) 第15条の4 1 省略 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第15条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p> <p>以下省略</p> |

羽曳野市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (第3条による改正)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>附則第15条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「<u>第17条及び第20条</u>」を「<u>第17条第1項及び第2項並びに第20条</u>」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第17条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。</p> <p>附則第15条の2を次のように改める。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第15条の2 1 省略</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「<u>附則第15条第1項</u>」とあるのは「<u>附則第15条の2第1項</u>」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」と、「<u>第37条の10第1項</u>」とあるのは「<u>第37条の11第1項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>附則第15条の3の2～第15条の8 省略</p> <p>附則第15条の9を削る。</p> <p><u>附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 附則第5条の4、第9条の3及び第15条か</p> | <p>附則第15条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第17条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。</p> <p>附則第15条の2を次のように改める。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第15条の2 1 省略</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「<u>附則第15条第1項</u>」とあるのは「<u>附則第15条の2第1項</u>」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」と、「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは「<u>租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>附則第15条の3の2～第15条の8 省略</p> <p>附則第15条の9を削る。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 附則第5条の4、第9条の3及び第15条か</p> |

| | |
|--|---|
| <p>ら第 15 条の 9 までの改正規定(附則第 15 条の 8 第 5 項第 3 号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)並びに次条第 3 項の規定 平成 29 年 1 月 1 日</p> <p>(経過措置)</p> <p>第 2 条 平成 28 年 1 月 1 日前に発行された<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 5 号)第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 12 第 7 項に規定する割引債(同条第 9 項に規定する特定短期公社債を除く。)</u>について支払を受けるべき同条第 7 項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 この条例による改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)第 43 条の 2 及び第 43 条の 5 の規定は、平成 28 年 10 月 1 日以後の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 317 条の 2 第 1 項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。</p> <p>3 省略</p> | <p>ら第 15 条の 9 までの改正規定並びに次条第 3 項の規定 平成 29 年 1 月 1 日</p> <p>(経過措置)</p> <p>第 2 条 平成 28 年 1 月 1 日前に発行された<u>旧租税特別措置法第 41 条の 12 第 7 項に規定する割引債(同条第 9 項に規定する特定短期公社債を除く。)</u>について支払を受けるべき同条第 7 項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 この条例による改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)第 43 条の 2 及び第 43 条の 5 の規定は、平成 28 年 10 月 1 日以後の地方税法第 317 条の 2 第 1 項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。</p> <p>3 省略</p> |
|--|---|